

平成29年度農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の

放射性物質検査計画について

平成29年3月27日
千葉県農林水産部安全農業推進課
電話：043（223）3091

1 目的

平成29年3月24日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部・以下ガイドライン)の方針に基づき、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資する。

2 検査対象品目

(1) 県の主要品目等

- ・ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レタス、ホウレンソウ、サツマイモ、サトイモ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ナス、ピーマン、イチゴ、メロン、コマツナ、ショウガ
- ・ナシ、ビワ、ユズ、クリ
- ・米、麦、大豆、そば、茶

(2) 市町村の生産振興品目等

(3) 事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目

3 検査対象品目及び検査対象市町村並びに検体数

区分	検査対象品目	検査対象市町村	検査点数
県の主要品目等	・指定野菜 ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レタス	指定野菜 ^{※1} の野菜指定産地を対象とし、指定産地毎に主な市町村（原則として作付面積の多い市町村）で1点とする。ただし、同一市町村で春作と冬作がある場合などは原則として出荷の早いもので検査する。 ※1 指定野菜：野菜生産出荷安定法に基づく指定野菜をいう。	34点

	<p>・輸出有望品目 サツマ杣、仔ゴ、ナシ</p>	<p>主要産地^{※2}のある農業事務所毎に1市町村(原則として作付面積の多い市町村)で1点とする。</p> <p>※2 主要産地:品目別作付面積(青果物生産出荷統計)が県平均以上の市町村</p>	10点
	<p>・その他主要品目等 ホウレンソウ、サトイモ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、ヤイシング ソ、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シトウ、ソラマメ、ナス、ピーマン、メロン、コマツナ、ショウガ、ピーリ、ユズ、クリ、大豆、そば、茶</p>	<p>原則として最も面積の多い市町村1点とする。ただし、過去の検査の継続性を考慮する。</p>	27点
	米	<p>原則として主要産地^{※3} (市町村単位)を対象とし、市町村ごとに1点とする。</p> <p>ただし、各農業事務所管内で該当市町村がない場合は、最も作付面積の多い市町村で1点とする。</p> <p>※3 主要産地: 平成27年産水稻作付面積(作物統計) 2,000ha 以上の市町村(市町村の平均作付面積約 1,000ha の2倍)</p>	12点
	麦	<p>主要産地^{※4} (市町村単位)を対象とし、市町村ごとに1点とする。</p> <p>※4 主要産地: 平成27年産麦類作付面積(作物統計)が小麦については50ha 以上の市町村(作付市町村の平均面積約 25ha の2倍)、その他の麦種については最も作付面積の多い1市町村</p>	7点
	<p>市町村生産振興品目等 ・市町村が要望する品目</p>	<p>上記区分にかかわらず原則として1市町村当たり2品目を上限とする。</p>	13点
	事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目	品目数は限定しない。	—
	合計		103点

4 検査の頻度及び時期

(1) 頻度

品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して隔週1回程度）に実施する。ただし、米は毎週実施する。

(2) 時期

原則として、出荷開始前から出荷初期段階で実施する。ただし、麦は販売する前※に実施する。

※【集荷業者を通す場合】出荷業者が販売する前

【個人出荷等】個人等が販売する前

5 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた食品については、別途必要な措置をとる。